

広島地方最低賃金審議会
令和6年度 第1回
広島県はん用機械器具、生産用
機械器具、業務用機械器具製造業
最低賃金専門部会
議事録

令和6年10月8日

広島労働局
広島地方最低賃金審議会

広島地方最低賃金審議会令和6年度第1回広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会議事録

1 日 時 令和6年10月8日（火）9時56分～10時42分

2 場 所 広島合同庁舎3号館1階15号会議室

3 出席者

【公益代表者委員】

酒井部会長、平田委員

【労働者代表委員】

田中委員、林委員、藪本委員

【使用者代表委員】

高久委員、巢守委員、蔵田委員

【事務局】

木下労働基準部長、檀上賃金室長、重弘賃金室長補佐、栗林賃金指導官
山崎労働基準監察監督官、吉川労働基準監督官

4 議 事

- (1) 部会長、部会長代理の選出について
- (2) 広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について
- (3) その他

議事

重弘室長補佐

定刻より早いのですが、本日出席予定の委員の皆様そろわれましたので、始めさせていただきます。ただいまから第1回広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。なお、これよりは当専門部会名を略して「機械器具製造業最低賃金専門部会」とさせていただきます。

本専門部会は、本年度第1回目の会議となりますので、お手元にお配りしております議事次第(1)「部会長、部会長代理の選出について」まで、私、賃金室長補佐の重弘が進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。まず、本日の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員2名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、計8名の委員に御出席いただいております。

開催に当たっての最低賃金審議会令第6条第6項の定足数を満たしておりますので、本部会は有効に成立していることを御報告申し上げます。

また、本部会の公開につきまして、去る9月25日から10月1日までの間、公開の公示をいたしましたところ、傍聴を希望される方はおられませんでした。

では、本日は初回ですので、議事に先立ちまして、各委員を御紹介したいと存じます。

お手元の別冊資料No.1に機械器具製造業最低賃金専門部会の委員名簿がございますので、この名簿順に紹介させていただきます。

(各委員紹介)

重弘室長補佐

ありがとうございました。それでは、労働基準部長の木下より、御挨拶を申し上げます。

木下労働基準部長

令和6年度第1回目となります広島県機械器具製造業最低賃金専門部会の開催に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、業務御多忙の中、また、足元の悪い中、本日の専門委員会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃から賃金行政の適正な推進に御尽力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

さて、本年度の特定最低賃金でございますが、去る8月21日付け本審におきまして、広島労働局長小沼の方から、申出がございました8業種中、1業種を除く7業種の改正決定にかかる諮問を行わせていただきました。委員の皆様におかれましては、これから集中的な御審議をいただく訳でございますが、特定最低賃金の審議におきましては、労使のイニシアティブの発揮による労使双方の自発的な御協力がなにより重要となっております。

なにとぞ全会一致の決議に向けまして、円滑な御審議をよろしくお願い申し上げます。

重弘室長補佐

次に、事務局職員を紹介させていただきます。

(事務局職員紹介)

重弘室長補佐

続きまして、お手元の特定（産業別）最低賃金専門部会共通資料の共通資料 No.3、通し番号の3ページ、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程を御覧ください。

本専門部会は、この専門部会運営規程によって運営されることとなりますので、御承知おきください。

では、続きまして、議事（1）「部会長、部会長代理の選出について」へ移らせていただきます。

部会長の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条第2項の規定により、部会長は公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとされております。

公益代表委員には、あらかじめ御協議をいただいておりますので、部会長及び部会長代理候補について、賃金室長から御報告申し上げます。

檀上室長

御報告申し上げます。機械器具製造業最低賃金専門部会におきましては、公益代表委員による協議によりまして、部会長候補として酒井委員、部会長代理候補として車元委員が推挙されております。以上でございます。

重弘室長補佐

ただいま、賃金室長から報告申し上げました部会長候補、部会長代理候補につきまして、皆様に御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

重弘室長補佐

ありがとうございます。部会長に酒井委員、部会長代理に車元委員を御承認いただきましたので、部会長席・部会長代理席を用意させていただきます。

しばらくお待ちください。

(「部会長」及び「部会長代理」プレート設置)

重弘室長補佐

それでは、酒井部会長、以後の議事進行をよろしく願いいたします。

酒井部会長

ただいま、部会長に選出していただきました酒井でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

できる限りスムーズな審議を心掛け、また、公正な特定最賃の決定に向けて努めたいと思っておりますので、皆様の御協力を、どうぞよろしく願いいたします。

それでは早速ですが、第1回専門部会の議事(2)「広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について」に移りたいと思います。

まず、事務局から本日の資料説明をお願いいたします。

栗林指導官

はい、資料の説明をさせていただきます。

お手元にお配りした資料でございますが、特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料と別冊資料に分けて構成しております。

まず、特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料につきましては、各特定(産業別)最低賃金専門部会に共通して関わるもので、各種の調査結果、統計情報等を共通資料として御用意いたしました。

また、別冊資料につきましては、本機械器具製造業最低賃金に関わる個別資料でございます。

合わせて相当数の資料がございますので、説明は資料の紹介にとどめさせていただきます。

なお、特定(産業別)最低賃金を総称する場合は、特定最低賃金あるいは特定最賃というように略して申し上げたいと思います。

次に審議に当たりまして、御留意いただきたい事項について、御説明いたします。

一つ目として、共通資料No.1、通し番号の1ページ、特定(産業別)最低賃金について、を御覧ください。

既に御承知のことと思いますが、基本的な考え方として、特定最低賃金は、地域別最低賃金とは異なり、関係労使の自主性を尊重して設定されるものであり、最低賃金法第15条第1項に規定する関係労使の申出を経て、審議会で改正決定等の必要性を審議するものでございます。

申出のケースといたしまして、労働協約ケースと公正競争ケースの2種類がございますが、本機械器具製造業最低賃金につきましては、配付しております令和6年度特定最低賃金の改正申出状況及び令和6年度特定最低賃金設定業種における協約上最も低い賃金額のとおり、公正競争ケースにおける要件をもって、改正申出がなされております。

審議に当たりましては、この点に御留意いただければと思います。

二つ目に改正決定の手続きでございますが、本年8月21日の第556回広島地方最低賃金審議会において、改正決定の必要性ありとの答申がなされたの

なお、調査対象としました賃金は、令和6年6月支払分の賃金です。

通し番号46ページの分位偏差を御覧ください。各規模別の第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数、中位数ですが、これは、時間額を低い順番から並べ、全体の20分の1、10分の1、4分の1、そして2分の1に位置する金額を示しております。各事業所規模別に記しておりますが、最上段が全体の結果となります。

続きまして、通し番号47ページを御覧ください。時間額と労働者累積人数のグラフとなります。

横軸が10円刻み、1,200円以上は100円刻みの時間額、左縦軸がその賃金帯に属する労働者数で、棒グラフで表しております。右縦軸が折れ線の労働者数の累計を示しております。

続きまして、通し番号48ページのグラフは、縦軸に労働者の比率をとったものとなります。

通し番号49ページが機械器具製造業の最低賃金額と平均賃金額の推移となります。

次の51ページが事業所規模別の未満率です。未満率とは、現在決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合です。規模ごとに時間額1,020円を下回っている労働者の比率を示しております。

通し番号52ページが最低賃金引上げ試算表です。これは、最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回ることになる労働者の割合つまり影響率を1円単位で変化を示した表となります。例えば、現行の特定最賃1,020円を1円引き上げますと7.4%に影響が出る。下回ることになります。

通し番号53ページが、平成17年度からの機械器具製造業最低賃金の引上げ額と未満率、影響率の一覧表となります。

私からの説明は以上です。

酒井部会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から資料についての説明がございましたが、これにつきまして、何か御質問などございますか。

(質問なし)

酒井部会長

それでは御質問等ないようですので、ここで他府県の結審状況が分かれば、事務局から説明をお願いいたします。

檀上室長

本日現在の機械器具製造業最低賃金の結審状況4件という状況となっております。

ます。

まず、大阪、1,070円から57円引上げて1,127円、続きまして、兵庫、1,035円から52円引上げて1,087円、続きまして、島根、1,010円から58円引上げて1,068円、最後に香川、1,040円から52円引上げて1,092円。

以上となります。

酒井部会長

はい、ありがとうございます。それでは、機械器具製造業最低賃金の改正決定について、各側から意見表明をいただきたいと思います。

各側、意見表明の前に個別で協議する時間が必要でしょうか。

林委員

労側10分程度いただきたいと思います。

酒井部会長

使側いかがですか。

蔵田委員

同じく。

酒井部会長

10分くらいで大丈夫ですか。

それでは10分程度お話ししていただいたら、こちらの方にお戻りください。

御案内お願いいたします。

(各側個別協議)

酒井部会長

それではお戻りいただきましたので、審議を再開いたします。

ここで各側から意見表明をお願いしたいと思います。

労側からお願いしてもよろしいでしょうか。

林委員

今年度もこの専門部会が設置できましたことに対しまして深く感謝を申し上げます。

特定最低賃金専門部会は、公益側、使用者側、労働者側と三者がそれぞれの立場の中で、はん用機械産業にかかわる適正な賃金水準を設定する場であることと認識しておりまして、さまざまな影響がある中での審議となりますが、全会一致に向けて建設的に議論を行いたいと考えております。

取り巻く事業環境は、エネルギー価格、材料等高騰によりまして企業規模の濃淡はあるものの、収益が厳しい状況にあることは認識しております。

その一方で、このような厳しい環境下の中で働く従業員については、仕事量のみならず、人員不足、仕事の高度化に伴い、労働負荷は従来より増している状況にあると思っております。

企業利益の貢献のために懸命に働く従業員の活力発揮と、エンゲージメント向上に向けて生活の安心、安定の確保が重要であるとも考えております。

地方最低賃金が50円上がり、1,020円となっております。現在のはん用機械の最低賃金と同水準となりました。この間、水準差が年々縮小されており、今年同水準となったと思っております。

労働力人口の減少が社会問題となっている中で、はん用機械産業を担う優秀な人材を確保していくためには、優位性と産業の魅力を高め、賃金水準を向上させて労働力を確保することで、広島県及びはん用機械産業の発展と持続可能な地域社会を構築し、企業の生産性の向上を図り、賃金と労働の価値を高める必要があると考えております。

春闘の状況は、連合広島の集計で、全体で定昇込み、6.04%の賃上げでした。規模間格差が開いたという問題は残っておりますが、これから価格転嫁を含めて労使でイニシアティブを発揮して人手不足による労働環境の変化等にも対応するには、産業、企業、さらには日本の経済の成長につながる人への投資が重要です。賃上げの流れを最低賃金の引上げにつなげて、全体の賃金の底上げを図っていききたいと考えております。

それではここで労働側の代表として、はん用機械産業に関わる現状や特定最低賃金に対する委員の思い、考えを述べさせていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

田中委員

本年も委員を務めさせていただきます田中です。よろしく願いします。

私の方から意見を述べさせていただきます。

はん用機械の業種において、コロナ禍からの脱却により部品欠品などは解消され、生産量は一定程度確保できているものの、原材料の高騰などで価格転嫁が進んでいない企業もまだまだある状況となっております。

作業環境面においては各社で安全対策は講じられているものの、未だに重大災害につながる職場はたくさんあり、職場では危険と隣り合わせの中で、常に細心の注意をはらって作業を行っています。加えて、昨今の異常気象による温暖化の影響で連日35度以上の猛暑日を記録したこともあり、屋外で作業をする職場や、溶接を行う職場では熱中症対策は行っているものの、けっして恵まれた環境で作業ができているとはいえません。

職場では、設備導入や自動化、DXを推進しているものの、最終的には人の手に頼らないといけない作業が多く、個人の仕事量増加や仕事の高度化が進んでいる状況です。少子高齢化が進み労働力人口が減少していく中で、人材確保はこの業界を継続発展させていくためには必要不可欠であり、そのためにも魅力ある労働条件であることが重要と考えます。

そのような中、企業へ就職されても数年で退職される方も多く、魅力ある産業にしていかないと人材確保は一層厳しくなるものと危惧しています。私は人

材を確保していくための重要な方策は、まず賃金であると考えております。当社において優秀な人材確保、定着のために賃金改善を実施し、職場からは「春闘で賃金改善がなかったら生活できていなかった。」といった声も多く聞こえてきました。

現在も物価上昇が続いている中、継続した賃金水準の向上は働く者のモチベーションの維持向上につなげるとともに、これからも選んでもらえるはん用機械産業でなくてはなりません。

以上、はん用機械産業の置かれた状況を御理解いただき、是非とも賃金水準の向上、産業、企業の魅力を高められるよう御検討をよろしく願いいたします。

私からは以上です。

藪本委員

藪本の方からも少し話をしたいと思います。

はん用機械産業を取り巻く環境、自社のことも含みますが、お話をさせていただきます。

工作機械業界は年初に需要が底を打ったものの、依然として低調に推移しています。内需は自動車、半導体関連の回復の兆しは見られますが、ほぼ横ばいというところですね。一方、外需は中国経済の低迷がありますが、北米など航空機やエネルギー関連を中心に、堅調に推移しております。

当社においては、売上高は、海外向けは堅調に推移しているものの、国内向けの売上高が減少している状況にあります。一方で、私たちの生活は物価の高止まりによる生活必需品の値上げ等による生計費の増加、これらは労働者の生活を直撃するものであります。非正規労働者や未組織労働者は、一定程度の賃金引上げがなければ生活が立ち行かないという懸念もあります。技術レベルの向上に対応する人材の確保も重要ですし、機械器具製造業の業界の知名度を上げることも重要だと考えております。少子高齢化や人口減少による労働力人口の減少は、構造的な人材不足の問題を抱えていることに変わりないと思っております。

適正な賃金の引上げによる地賃との優位性の確保、さらには隣県、業種、業界において広島県の優位性、魅力ある業種の維持を考えつつ、日本の基幹産業であるはん用機械産業の労働の質にふさわしい賃金水準を確保することによって、産業全体の魅力を高め人材を確保する観点、労使の社会的使命として非正規労働者や未組織で働く労働者の処遇改善を図る観点などから、特定最低賃金の引上げに向けて交渉を行わせていただきたいと思いますと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

私の方からは以上です。

酒井部会長

ありがとうございました。それでは、続きまして、使側から御意見いただけますでしょうか。

蔵田委員

本日第1回目ということで、資料もお配りいただきましたので、こうした資料に基づき、今後対応について具体的に検討してまいりたいと考えておりますので、本日改めて発言はございません。

酒井部会長

ただいま労側からは、業界全体のお話し、また、すそ野産業からのお話などお聞かせいただきました。

使側は、本日提示された資料を基に次回から意見も含めてということでございますね。

各側の意見表明を踏まえて次に進む予定でしたが、いま労側がおっしゃった意見表明について何か使側から御質問なりありますか。

(意見、質問なし)

酒井部会長

ないですか。

それでは、本日はこのような状況ですが、労側から具体的な金額提示はございますか。

林委員

労側議論していますので、金額提示をさせていただきます。

いま各委員から現状も含めて全体の話させていただきます。

我々が申請をさせていただいている協定の下限が1,092円ですので、それをこの際ということで、71円を提示させていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

酒井部会長

いま71円という金額提示がありました。

1,091円ということでございます。

使側は次回からの意見表明も含めてということですが、金額提示は当然本日はされないという理解でよろしいでしょうか

蔵田委員

お願いします。

酒井部会長

それでは、使側は本日金額提示まで御準備はないということでございますので、本日は、労側だけ金額提示をいただいたというところで、これ以上この場で審議を進めましても進展はないものと考えます。

それで、次回以降に審議を持ち越すことにしたいと思います。次回の開催日程について事務局から説明をお願いします。

重弘室長補佐

それでは、次回の専門部会の開催日程について申し上げます。

事務局にて日程調整をさせていただき、次回は、10月16日、水曜日、13時から3号館1階15号会議室での開催を予定しております。

その次は、10月28日、月曜日、14時の予定となっております。

本日、開催の御通知の文書を準備しておりますので、この場で配付させていただきます。よろしいでしょうか。

酒井部会長

お願いいたします。

酒井部会長

それでは次回の開催は、10月16日水曜日13時から3号館1階15号会議室での開催です。

皆様には日程の確保をお願いいたします。

そのほか何かございますか。

事務局からいかがですか。

檀上室長

ございません。

酒井部会長

次回の専門部会は、金額審議について審議の大部分を公労、公使委員による二者での個別協議を行うことから、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれ、団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ、率直な意見交換が損なわれるおそれがありますので、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程第5条に基づき非公開といたします。

それでは、本日の専門部会は、これにて閉会といたします。

次回は金額審議も含めてよろしくをお願いいたします。

皆様、お疲れ様でした。